



サービス契約書兼重要事項説明書

(利用者) _____ 様

訪問看護ステーション クローバー

目次

| | |
|---|----|
| 重 要 事 項 説 明 書 | 3 |
| 1. 事業者概要 | 3 |
| 2. ご利用事業所 | 3 |
| 3. 事業の目的と運営方針 | 2 |
| 4. ご利用事業所の職員体制及び職務の内容 | 2 |
| 5. 営業時間 | 2 |
| 6. 提供するサービス内容と禁止行為について | 3 |
| 7. 利用料 | 4 |
| 8. 虐待・身体拘束の防止について | 9 |
| 9. 秘密の保持と個人情報の保護について | 9 |
| 10. 心身の状況の把握 | 10 |
| 11. 居宅介護支援事業所等との連携 | 10 |
| 12. サービス提供の記録 | 10 |
| 13. 衛生管理等 | 11 |
| 14. 業務継続計画の策定などについて | 11 |
| 15. 損害賠償保険への加入 | 11 |
| 16. 苦情申立窓口 | 11 |
| 17. 緊急時の対応方法 | 12 |
| 指 定 訪 問 看 護 サ ー ビ ス 契 約 書 | 13 |
| 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る お 取 り 扱 い に つ い て | 17 |
| ご 署 名 欄 | 18 |

重 要 事 項 説 明 書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

1. 事業者概要

| | |
|------------|---|
| 事業者名称 | 一般社団法人花央 |
| 主たる事務所の所在地 | 長崎県佐世保市鹿町町上歌ヶ浦441番地 |
| 法人種別 | 一般社団法人 |
| 代表者名 | 代表理事 濱田 旭 |
| 設立年月日 | 平成23年1月21日 |
| 電話番号 | 0956-77-5566 |
| FAX番号 | 0956-77-5566 |
| ホームページアドレス | https://kaouuenno.wixsite.com/kaou |

2. ご利用事業所

| | | |
|----------------------|--|-------------|
| ご利用事業所の名称 | 訪問看護ステーション クローバー | |
| 事業所の種類・指定番号 | 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 | 4260290269 |
| | 指定訪問看護:医療保険 | 02, 9027, 7 |
| 所在地 | 長崎県佐世保市鹿町町上歌ヶ浦446番地1 | |
| 電話番号 | 080-8552-3172 | |
| FAX番号 | 0956-77-5566 | |
| 開設年月日 | 令和3年 4月1日 | |
| 管理者の氏名 | 馬場まい | |
| サービス提供地域 | 佐世保市鹿町町の歌浦小学校通学区域内 | |
| 事業者が実施している その他の事業 | 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型通所介護 サービス付き高齢者向け住宅 | |

3. 事業の目的と運営方針

| | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、指定訪問看護(介護保険においては介護予防を含む)サービスを提供することを目的とします。 |
| 運営の方針 | <p>①訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。</p> <p>②必要な時に必要な訪問看護の提供ができるよう努めます。</p> <p>③事業の運営にあたって、関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近郊の他の保健・医療また福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。</p> |

4. ご利用事業所の職員体制及び職務の内容

| 従業者の職種 | 職務の内容 | 員数 | 勤務の体制 |
|-----------------------------|--|-----------------|---|
| 管理者 (保健師又は看護師) | 管理業務全般 | 1人 | 常勤: 1名 (看護職員と兼務) 勤務時間:午前9時～午後4時15分 |
| 看護職員 (保健師、看護師 又は准看護師) | ①訪問看護計画及び 訪問看護報告書の作 成(准看護師を除く) ②サービスの提供 | 常勤換算で 2.5人以上 | 常勤: 1名以上 (うち、1名は管理者と兼務) 勤務時間:午前9時～午後4時15分 非常勤: 常勤換算で1.5名以上 勤務時間:雇用契約による |

5. 営業時間

| | |
|------|--------------------------------|
| 営業日 | 月曜日から金曜日まで(国民の祝日及び法人の定める休日を除く) |
| 営業時間 | 午前9時から午後4時15分まで |

6. 提供するサービス内容と禁止行為について

(1) 提供するサービスの内容

| | |
|-----------|--|
| 訪問看護計画の作成 | 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業所が作成した居宅(介護予防)サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。 |
| 訪問看護の提供 | 訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 ① 症状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事及び排泄等日常生活の世話 ④ 褥瘡の予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置 |

(2) 看護師等の禁止行為

看護師等はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教・政治・営利活動、その他迷惑行為

(3) サービス利用上の禁止行為

利用者様またはご家族による看護等に対する以下のハラスメント行為を禁止しています。

- ① サービスに必要がないことを強制的に行わせること
- ② 看護師等の指摘・指示を無視すること
- ③ 故意に必要な情報や連絡事項を与えないこと
- ④ 不必要な身体への接触
- ⑤ 容姿及び身体上の特徴に関する不必要的発言・質問
- ⑥ 性的および身体上の事柄に関する不必要的発言・質問
- ⑦ 個人を中傷するうわさの流布及び個人のプライバシーの侵害
- ⑧ 交際・性的関係の強要

- ⑨ わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- ⑩ 身体的暴力行為を行うこと
- ⑪ 人格を傷つける発言を行うこと
- ⑫ 一方的に恫喝すること
- ⑬ 私物を意図的に壊すことや隠すこと
- ⑭ その他前各号に準ずる言動を行うこと

7. 利用料

(1)利用料・利用者負担額及びその他の費用は、次のページの訪問看護料金表のとおりです。

(2)利用料・利用者負担額及びその他の費用の請求方法

- ① 利用料利用者負担額(医療保険又は介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
- ② 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日までに利用者あてお届け(郵送)します。

(3)利用料・利用者負担額及びその他の費用の支払方法

- ① サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合の上、請求月の月末までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。
 - ア) 事業者指定口座への振り込み
 - イ) 現金支払い
- ② お支払いの確認をしましたら、支払い方法に如何によらず、領収書をお渡しますので、必ず保管されますようお願いします。

«訪問看護料金表»

介護保険による訪問看護サービス利用料(令和6年6月1日現在)

| ケアプランに定めた サービス提供時間 | サービス の種類 | 利用料 | 利用者負担額 | | |
|-----------------------|-------------|--------|--------|-------|-------|
| | | | 1割 | 2割 | 3割 |
| 20分未満 | 訪問看護費 | 3140円 | 314円 | 628円 | 942円 |
| | 介護予防〃 | 3030円 | 303円 | 606円 | 909円 |
| 20分～30分未満 | 訪問看護費 | 4710円 | 471円 | 942円 | 1413円 |
| | 介護予防〃 | 4510円 | 451円 | 902円 | 1353円 |
| 30分～1時間未満 | 訪問看護費 | 8230円 | 823円 | 1646円 | 2469円 |
| | 介護予防〃 | 7940円 | 794円 | 1588円 | 2382円 |
| 1時間～1.5時間未満 | 訪問看護費 | 11280円 | 1128円 | 2256円 | 3384円 |
| | 介護予防〃 | 1090円 | 1090円 | 2180円 | 3270円 |

※ 准看護師による訪問の場合は、10%の減算となります。

«各種加算»

| 加算の種類 | 料金 | 算定の条件 | 1割 | 2割 | 3割 |
|-------|---------|--|------|------|-------|
| 初回加算Ⅰ | 3500円/月 | 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に訪問看護事業所の看護師が初回の訪問看護を行った場合に算定します。 | 350円 | 700円 | 1050円 |
| 初回加算Ⅱ | 3000円/月 | 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、指定訪問看護を行った場合に算定します。 | 300円 | 600円 | 900円 |

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅(介護予防)サービス計画及び(介護予防)訪問看護計画に位置付けられた時間数(計画時間週)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅(介護予防)サービス計画の変更の援助を行うとともに、(介護予防)訪問看護計画の見直しを行います。

※ 介護保険の支給限度額を超えるサービスの利用料は、利用者の全額負担となります。

◎ 介護保険の要支援・要介護認定を受けた方でも、次の場合は自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更となります。

- (1) 厚生労働大臣が定める疾病(資料①)等の場合
- (2) 病状の悪化により悪性腫瘍の終末期になった場合
- (3) 主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合

«資料①»厚生労働大臣が定める疾病等

- ① 多発性硬化症 ② 重症筋無力症 ③ スモン ④ 筋萎縮性即側索硬化症 ⑤ 脊髄小脳変性症 ⑥ ハンチントン病 ⑦ 進行性筋ジストロフィー症 ⑧ パーキンソン病関連疾患
進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、及びパーキンソン病ホエーン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害がⅡ度の者に限る) ⑨ 多系統萎縮(綿条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレガー症候群) ⑩ プリオノ病 ⑪ 亜急性硬化症全脳炎
⑫ 後天性免疫不全症候群 ⑬ 頸髄損傷 ⑭ 人口呼吸器を使用している場合

医療保険による訪問看護サービス利用料

| 【訪問看護基本療養費 I】 | | 料金 (1日につき) | 利用者負担額 | | |
|---|--------|---------------|--------|-------|-------|
| | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 保健師・看護師等による場合 | 週3日目まで | 5550円 | 555円 | 1110円 | 1665円 |
| | 週4日目以降 | 6550円 | 655円 | 1310円 | 1965円 |
| 准看護師による場合 | 週3日目まで | 5050円 | 505円 | 1010円 | 1515円 |
| | 週4日目以降 | 6050円 | 605円 | 1210円 | 1815円 |
| 【訪問看護基本療養費 II】 同日に同一建物居住者2人に訪問した場合 | | 料金 (1日につき) | 利用者負担額 | | |
| | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 保健師・看護師等による場合 | 週3日目まで | 5550円 | 555円 | 1110円 | 1665円 |
| | 週4日目以降 | 6550円 | 655円 | 1310円 | 1965円 |
| 准看護師による場合 | 週3日目まで | 5050円 | 505円 | 1010円 | 1515円 |
| | 週4日目以降 | 6050円 | 605円 | 1210円 | 1815円 |
| 【訪問看護基本療養費 III】 同日に同一建物居住者3人以上に訪問した場合 | | 料金 (1日につき) | 利用者負担額 | | |
| | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 保健師・看護師等による場合 | 週3日目まで | 2780円 | 278円 | 556円 | 834円 |
| | 週4日目以降 | 3280円 | 328円 | 656円 | 984円 |
| 准看護師による場合 | 週3日目まで | 2530円 | 253円 | 506円 | 759円 |
| | 週4日目以降 | 3030円 | 303円 | 606円 | 909円 |
| ※ 一人につき歴週(日曜から始まる週)で通常は3日を限度としてサービスを提供します。 (厚生労働大臣が定める疾病等(資料①)と、特別管理加算の対象者、急性憎悪その他主治医が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認めたことによる特別訪問看護指示書の指示期間は週4日以上ご利用ることができます。 | | | | | |
| ※ 訪問看護療養費(I、II又はIII)では、1回の訪問看護は、概ね30分から1時間30分です。 | | | | | |

| 【 精神科訪問看護基本療養費 I 】 | | | 料金 (1日につき) | 利用者負担額 | | | |
|--|--------|-------|---------------|--------|-------|-------|--|
| | | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 | |
| 保健師・看護師等による場合 | 週3日目まで | 30分以上 | 5550円 | 555円 | 1110円 | 1665円 | |
| | | 30分未満 | 4250円 | 425円 | 850円 | 1275円 | |
| | 週4日目以降 | 30分以上 | 6550円 | 655円 | 1310円 | 1965円 | |
| | | 30分未満 | 5100円 | 510円 | 1020円 | 1515円 | |
| 准看護師による場合 | 週3日目まで | 30分以上 | 5050円 | 505円 | 1010円 | 1515円 | |
| | | 30分未満 | 3870円 | 387円 | 774円 | 1161円 | |
| | 週4日目以降 | 30分以上 | 6050円 | 605円 | 1210円 | 1815円 | |
| | | 30分未満 | 4720円 | 472円 | 944円 | 1416円 | |
| 【 精神科訪問看護基本療養費 III 】 | | | 料金 (1日につき) | 利用者負担額 | | | |
| | | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 | |
| 保健師・看護師等による場合 | 週3日目まで | 30分以上 | 5550円 | 555円 | 1110円 | 1665円 | |
| | | 30分未満 | 4250円 | 425円 | 850円 | 1275円 | |
| | 週4日目以降 | 30分以上 | 6550円 | 655円 | 1310円 | 1965円 | |
| | | 30分未満 | 5100円 | 510円 | 1020円 | 1515円 | |
| 准看護師による場合 | 週3日目まで | 30分以上 | 5050円 | 505円 | 1010円 | 1515円 | |
| | | 30分未満 | 3870円 | 387円 | 774円 | 1161円 | |
| | 週4日目以降 | 30分以上 | 6050円 | 605円 | 1210円 | 1815円 | |
| | | 30分未満 | 4720円 | 472円 | 944円 | 1416円 | |
| 【 精神科訪問看護基本療養費 III 】 | | | 料金 (1日につき) | 利用者負担額 | | | |
| | | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 | |
| 保健師・看護師等による場合 | 週3日目まで | 30分以上 | 2780円 | 278円 | 556円 | 834円 | |
| | | 30分未満 | 2130円 | 213円 | 426円 | 639円 | |
| | 週4日目以降 | 30分以上 | 3280円 | 328円 | 656円 | 984円 | |
| | | 30分未満 | 2550円 | 255円 | 510円 | 765円 | |
| 准看護師による場合 | 週3日目まで | 30分以上 | 2530円 | 253円 | 506円 | 759円 | |
| | | 30分未満 | 1940円 | 194円 | 388円 | 582円 | |
| | 週4日目以降 | 30分以上 | 3030円 | 303円 | 606円 | 909円 | |
| | | 30分未満 | 2360円 | 236円 | 472円 | 708円 | |
| 精神障害を有する方又はその家族等に対して、主治医(精神科に限る)より精神科訪問看護指示書が交付された場合は、精神科訪問看護計画書を作成し、精神科訪問看護基本療養費を算定します。 | | | | | | | |

| 【 訪問看護管理療養費 】 | | 利用料金 (円／月) | 利用者負担額 | | |
|--------------------|------------|---------------|--------|-------|-------|
| | | | 1割 | 2割 | 3割 |
| 訪問看護管理療養費(月の初日のみ) | 1～3以外の場合 | 7670円 | 767円 | 1534円 | 2301円 |
| 訪問看護管理療養費(月の2日目以降) | 訪問看護管理療養費1 | 3000円 | 300円 | 600円 | 900円 |
| | 訪問看護管理療養費2 | 2500円 | 250円 | 500円 | 750円 |

【各種加算】

« 複数名加算 »

| 看護基本療養費 I 及び II または 精神科訪問看護 I 及び III 同一日に同一建物居住者2人以内訪問した場合 | | 回数 | 費用総額 | 自己負担割合 | | |
|--|---------------------|--------|---------|--------|--------|--------|
| | | | | 1割 | 2割 | 3割 |
| 看護師または保健師 | 看護師または保健師 | 1回/日 | 4,500円 | 450円 | 900円 | 1,350円 |
| | | 2回/日 | 9,000円 | 900円 | 1,800円 | 2,700円 |
| | | 3回以上/日 | 14,500円 | 1,450円 | 2,900円 | 4,350円 |
| 看護師または保健師 | 准看護師 | 1回/日 | 3,800円 | 380円 | 760円 | 1,140円 |
| | | 2回/日 | 7,600円 | 760円 | 1,520円 | 2,280円 |
| | | 3回以上/日 | 12,400円 | 1,240円 | 2,480円 | 3,720円 |
| 看護師または保健師 | 看護補助者または 精神保健福祉士 | 1回/週 | 3,000円 | 300円 | 600円 | 900円 |
| 看護基本療養費 II または 精神科訪問看護III 同一日に同一建物居住者 3人以上訪問した場合 | | 回数 | 費用総額 | 自己負担割合 | | |
| | | | | 1割 | 2割 | 3割 |
| 看護師または保健師 | 看護師または保健師 | 1回/日 | 4000円 | 400円 | 800円 | 1200円 |
| | | 2回/日 | 8000円 | 800円 | 1600円 | 2400円 |
| | | 3回以上/日 | 12000円 | 1200円 | 2400円 | 3600円 |
| 看護師または保健師 | 准看護師 | 1回/日 | 3400円 | 340円 | 680円 | 1020円 |
| | | 2回/日 | 6800円 | 680円 | 1360円 | 2040円 |
| | | 3回以上/日 | 11400円 | 1140円 | 2280円 | 3420円 |
| 看護師または保健師 | 看護補助者または 精神保健福祉士 | 1回/週 | 2700円 | 270円 | 540円 | 810円 |

| 項目 | 料金 | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|------------------------|-------|------|------|------|
| 訪問看護情報提供療養費 1・2・3(月1回) | 1500円 | 150円 | 300円 | 450円 |

◎ その他の費用（介護保険、医療保険共通）

- ① 訪問看護と連携して行われる死後の処置料は、15,000円とします。
- ② 通常の事業地域を超えた場合の交通費はその実額を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を超えた地点から1kmあたり50円を徴収します。

R6年 6月1日改定

8. 虐待・身体拘束の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待及び身体拘束等の発生又、防止するために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止・身体拘束防止等の適正化に関する責任者を選定しています。

| | |
|--|-------|
| 虐待防止・身体拘束等の適正化 に関する責任者 | 馬場　まい |
| ② 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、 その結果について全職員に周知徹底を図っていきます。 | |
| ③ 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。 | |
| ④ 職員に対して虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の 必要な措置を講じます。 | |
| ⑤ 事業所は、ご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。 | |
| ⑥ サービス提供中に、当該事業所職員、または養護者(現に擁護している家族、親族、同居 人等)による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町 村に通報します。 | |
| ⑦ 事業所は、利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合 を除き身体拘束等を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には事前に十分な 説明の上、利用者又は家族等に同意を得ると共にその態様及び時間、その際の利用者 の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由を記録致します。 | |

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

| | |
|---|--|
| ① 利用者 及び その 家族 に 関す る 秘 密 の 保 持 に つ い て | ア) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生 労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの ためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 |
| | イ) 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする うえで知りえた利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしま せん。 |
| | ウ) また、この秘密を保持する業務は、サービス提供契約が終了した後においても継 続します。 |
| | エ) 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるた め、従業者においてもその保持すべき旨を、従業者と雇用契約の内容とします。 |

| | |
|--------------|---|
| ②個人情報の保護について | <p>ア) 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いません。</p> <p>イ) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものその他、電磁的記録を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際も第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>ウ) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p> <p>エ) 事業者は、訪問看護サービスに必要な訪問看護記録、訪問看護計画書、訪問看護情報提供書を主治医やケアマネージャー、関係施設以外への送付・使用をいたしません。</p> |
|--------------|---|

10. 心身の状況の把握

訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

11. 居宅介護支援事業所等との連携

- ① 訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明書に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得たうえで居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに送付します。

12. サービス提供の記録

- ① 訪問看護の実施ごとに、そのサービス提供日、内容をサービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- ② 利用者の状態を適切に把握するため、また幹部や皮膚状態を記録するために写真を撮ることがあります。(適切に保管・管理いたします。)
- ③ 訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は完結の日から5年間保存します。(医療保険の適用された訪問看護の記録については、完結の日から2年)
- ④ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写物の交付に係る費用は、利用者の負担となります。)

13. 衛生管理等

- ① 看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② ステーションの設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- ③ ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。
 - ア) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - イ) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ウ) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

14. 業務継続計画の策定などについて

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 損害賠償保険への加入

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

| | |
|---------|-------------------|
| 加入保険会社名 | 東京海上日動火災保険株式会社 |
| 保険の種類 | 超ビジネス保険(事業活動包括保険) |

16. 苦情申立窓口

- ① サービス提供に関する相談や苦情は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

| | |
|-----------|-------|
| 相談・苦情受付担当 | 馬場　まい |
|-----------|-------|

| | | |
|-----------|-------|---|
| ご利用者ご相談窓口 | ご利用時間 | 平日 午前9時～午後4時15分 土日 定休日 |
| | ご利用方法 | 電話 080-8552-3172 住所 佐世保市鹿町町上歌ヶ浦446-1 |

② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は下記のとおりとします。

| | | | |
|------|----------------|---|--|
| 苦情発生 | ⇒ 苦情対応担当者による相談 | 【苦情種別により】 | 【苦情種別により】 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・当事者への連絡、協議、指導 (職員) ・苦情対応委員会の開催 ⇒ ・居宅支援事業所への連絡、相談、協議 ・担当行政機関への連絡、相談、協議 ・他 | <ul style="list-style-type: none"> ・当事者への説明、協議(利用者) ・当事者及び家族への説明、協議 ・苦情対応行動の内容揭示(施設内) ・苦情及びその対応に関する報告(居宅介護支援事業所、行政等) ・苦情記録簿への記録管理 ・他 |
| | | | |

③ サービス提供に関する相談や苦情は、下記の機関にも申し立てることができます。

| | | |
|----------------------------------|-------|-----------------------------------|
| 【市町村(保険者)] 佐世保市長寿社会課 | ご利用時間 | 平日 午前8時30分～午後5時15分 土日 閉庁 |
| | ご利用方法 | 電話 0956-24-1111 住所 佐世保市八幡町1-10 |
| 【公的団体] 長崎国民健康保険団体 連合会(国保連) | ご利用時間 | 平日 午前9時～午後5時 土日 休み |
| | ご利用方法 | 電話 095-826-7291 住所 長崎市今博多町8-2 |

17. 緊急時の対応方法

| | | |
|---|-----------|----------------------|
| 利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡します。 | | |
| 利用者の主治医 | 氏名 | 濱田 旭 |
| | 所属医療機関の名称 | しかまち心療内科 |
| | 所在地 | 長崎県佐世保市鹿町町上歌ヶ浦446番地1 |
| | 電話番号 | 0956-77-5656 |

ご家族の緊急連絡先を1件以上お聞きしています。

最後のページのご署名欄に記入してください。

指 定 訪 問 看 護 サ ー ビ ス 契 約 書

_____様(以下「利用者」といいます)と一般社団法人花央(以下「事業者」といいます)は、事業者がその内容を了承した上で、次のとおり契約します。

第 1 条(サービスの目的及び内容)

1. 事業者は、介護保険法又は健康保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対して可能な限り居宅においてその有する能力や状態に応じて、安定した療養生活が送れるよう、かかりつけの医師の指示により訪問看護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金をお支払いいただきます。
2. 事業者が提供できるサービスの内容は、重要事項説明書に記載の通りです。
3. 提供するサービスの内容を変更する場合には、両者合意のうえ、別紙「重要事項説明書」を追加作成して添付します。

第 2 条(契約期間)

本契約の有効期間は、契約期間の開始日である令和 7 年 月 日から、利用者が事業者から提供を受けたサービスのうち最終のサービスが提供された日から3ヶ月が経過した日までとします。

第 3 条(訪問看護計画の作成)

1. 事業者は、主治の医師並びに利用者に係る居宅介護支援事業所が作成した居宅(介護予防)サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。

第 4 条(訪問看護の内容)

1. 利用者が提供を受ける訪問看護の内容は重要事項説明書に定めたとおりです。事業者は、重要事項説明書に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
2. 事業者は、看護師等を利用者の居宅に派遣し、主治医との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう訪問看護を提供します。看護師等とは、保健師、看護師、准看護師です。
3. 訪問看護適用が利用者との合意をもって変更され、看護師等が提供するサービスの内容、介護保険適用の範囲又は医療保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の訪問看護計画書を作成し、それをもって訪問看護の内容とします。

第 5 条(サービス提供の記録)

1. 事業者は、訪問看護の実施ごとに、サービスの内容等を記録票に記入し、サービス終了時に利用者の確認を受けることとします。
2. 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。但し、医療及び特定療養費に関する諸記録などは 3 年間、診療録は 5 年間保管とします。

3. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関するサービス実施記録などを閲覧できます。また利用者は、当該利用者に関するサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。但し、複写に係る実費は利用者の負担とします。
4. 事業者は保険情報の確認、皮膚状態を把握するために写真を撮影することができます。利用者はこの行為を拒否することができます。

第 6 条(料金)

1. 利用者は、サービスの対価として、別紙料金表に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月毎の合計額を支払うものとします。
2. 事業者は、サービス提供月の料金の合計額を請求書に明細を付して、当該提供月の翌月20日までに利用者に送付します。
3. 支払いに関してはサービス提供月の翌月末日までに、事業者の指定する銀行口座への振り込み又は現金での支払いをお願いします。
4. 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し、領収書を発行します。
5. 利用者は水道光熱費その他訪問看護等の提供に必要な実費を負担するものとします。
6. 利用者は契約の終了においても契約期間内に発生した利用料金の未払いがある場合は、事業者が指定する期日と方法により、ただちにこれを支払わなければならないものとします。

第 7 条(サービスの中止)

1. 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日午後2時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
2. ご利用予定のサービスをキャンセルする際は、すみやかに事業所までご連絡下さい。

第 8 条(契約の終了)

1. 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者は病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
2. 事業者はやむ得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、事業者が利用者に対して当該サービス料金を支払うように催告したにもかかわらず、当該催告の日から14日以内に当該サービス料金の全額が支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族が、事業者または看護師等に対して、重要事項説明書に記載の禁止行為を行なった場合。

- ③ 前号に定めるほか、利用者またはその家族が事業者または看護師等に対して身体的・精神的に苦痛を与える行為をしたと、事業者が合理的に判断した場合(但し、事業者が当該行為を医師、保健師、ケアマネージャー等(以下「医師等」といいます。)に報告の上、当該医師等から利用者またはその家族に対して当該行為の中止を要請したにもかかわらず、当該要請の日から 14 日以内に当該行為が中止されない場合に限る。)
 - ④ 事業者または看護師等が医師の指示書またはケアプランに沿ったサービスを提供する際、利用者がこれを拒否する等により、当該サービスの提供ができないと事業者が判断した場合。
 - ⑤ 前号に定めるほか、利用者またはその家族の責めに帰すべき事由により、事業者が、自己または看護師等によるサービスの提供が困難な状況に至ったと合理的に判断した場合(但し、事業者が当該状況を医師等に報告の上、当該医師等から利用者またはその家族に対して当該状況の改善を要請したにもかかわらず、当該要請の日から 14 日以内に当該状況が改善されない場合に限る。)。
5. 事業者が前項第4号または5号に定める事由によりこの契約を解約した場合、事業者は、利用者またはその家族に対して事業者の代替となる他の事業者を紹介するものとします。
 6. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了いたします。
 - ① 利用者が介護保健施設に入所した場合
 - ② 利用者が死亡した場合
 - ③ 利用者が引っ越し等により事業者の通常の事業の実施地域の外に位置することとなった場合

第 9 条(秘密保持)

事業者および事業所が使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持は契約終了後も同様です。また、当該事務所の看護師等であった者においても同様です。

第 10 条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第 11 条(緊急時の対応)

事業者は、現に訪問看護を行なっているときに利用者に病状の急変が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行なうと共に、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じます。

第 12 条(身分証の携行)

看護師等は、常に身分証を携帯し、初回訪問および利用者またはその家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第 13 条(苦情処理)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。

第14条(本契約に定めない事項)

1. 利用者及び事業者は、誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めない事項については、医療保険、介護保険その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めるものとします。

第15条(その他)

利用者が入院や、やむを得ない状況でサービスを中止した場合、2週間以上経過し、再開の目途がたたない場合は従来の訪問スケジュールが変更になる場合があります。

第16条(裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業者の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることに予め合意します。

以上の契約締結の証としてこの証書2通を作成し、両者記名の上、各自1通を保有します。

個人情報の保護に関するお取り扱いについて

訪問看護ステーション クローバーでは、ご利用者が安心して訪問看護を受けられるように、ご利用者の個人情報の取扱いに万全の体制で取り組んでおります。ご不明な点などございましたら、担当窓口にお問い合わせください。

○個人情報の利用目的について

当訪問看護ステーションでは、ご利用者の個人情報を下記の目的で利用させていただきます。これら以外の利用目的で使用する場合は、改めてご利用者の同意をいただくようにいたします。

○個人情報の訂正・利用停止について

当訪問看護ステーションが保有しているご利用者の個人情報の内容が事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求めることができます。調査の上、対応いたします。

○個人情報の開示について

ご自身の訪問看護記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、担当者までお申し出ください。

なお、開示には手数料がかかりますのでご了承ください。

○個人情報の破棄について

収集した私の個人情報は、保存方法、保存期間及び破棄処分については、適用される法律のもとに管理・処分します。

【法人におけるご利用者の個人情報の利用目的】

訪問看護を実施するため、以下の範囲で個人情報を利用させていただきます。

○訪問看護ステーション内の利用

- ・ご利用者に提供する訪問看護サービス(計画・報告・連絡・相談等)
- ・医療保険・介護保険請求等の事務
- ・会計・経理等の事務
- ・ご利用者への看護サービスの質向上(ケア会議、研修等)
- ・その他、ご利用者に係る事業所の管理運営業務

○他の事業所等への情報提供

- ・主治医の所属する医療機関、連携医療機関、ご利用者に居宅サービスを提供するほかの居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携、照会への回答
- ・医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談・届出、照会、照会への回答、会計・経理損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ・家族等介護者への心身の状況説明
- ・災害時や新興感染症まん延等の緊急時における各機関への情報提供
- ・医療保険・介護保険事務の委託
- ・審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

○その他上記以外の利用目的

- ・看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

ご署名欄

該当する箇所をチェック(□)をしてください。

- 事業者は訪問看護の提供の開始に際し、ご利用者様又はご家族様に対し、重要事項説明書により重要事項の説明を行うとともに、訪問看護契約書によりその契約内容を説明しました。
事業者は訪問看護契約書によりご利用者様と契約を締結しました。

| | |
|-------|------------|
| 契約締結日 | 令和 7 年 月 日 |
|-------|------------|

| | | |
|-----|-----|----------------------|
| 事業者 | 法人名 | 一般社団法人花央 |
| | 所在地 | 長崎県佐世保市鹿町町上歌ヶ浦441番地 |
| | 代表者 | 代表理事 濱田 旭 |
| 事業所 | 事業所 | 訪問看護ステーション クローバー |
| | 所在地 | 長崎県佐世保市鹿町町上歌ヶ浦446番地1 |
| | 管理者 | 馬場まい |

ご利用者様署名欄

- 私は事業者から重要事項説明書により重要事項について説明を受け、同意しました。
私は事業者から訪問看護契約書によりその契約内容について説明を受け、同契約書により事業者と契約を締結しました。
個人情報保護に関する説明を受け、同意しました。

| | | |
|-------|-------|---------------|
| 利用者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| 代筆者 | 上記署名は | (続柄)が代筆しました。 |
| 法定代理人 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |

| | | |
|-------|---------|-----|
| 緊急連絡先 | 氏名 | |
| | 住所 | |
| | 電話番号 | — — |
| | 緊急時の連絡先 | — — |